

全国

ぜんこく しぎかいじゅんぼう

平成20年 (2008年) 3月15日 毎月3回5の日に発行

第1682号 定価1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 代表 TEL 03(3262)5234 旬報 TEL 03(3262)2309 発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

地財白書を閣議報告

決算規模7年連続の減

増田寛也・総務相は3月4日の閣議で、自治体の平成18年度普通会計決算について分析した「地方財政の状況」を報告した。この状況分析は一般的に「地方財政白書」と呼ぶ

「歳入総額」が91兆5283億円となり、前年度と比べ1兆4082億円の減。「歳出総額」が89兆2106億円となり、前年度と比べ1兆4867億円の減。歳入・歳出とも7年連続で前年度決算額を下回る結果となった。

Table 1: Budget Scale Status. Columns: Category, Heisei 18, Heisei 17, Change, Change Rate, Previous Change Rate. Rows: Total Revenue, Revenue (excluding disaster relief), Total Expenditure, Expenditure (excluding disaster relief).

表①【決算規模の状況】

Table 2: Budget收支 Status. Columns: Category, Formal Revenue, Actual Revenue, Single Year Revenue, Actual Single Year Revenue. Rows: Budget Total, Budget Total (excluding 3 prefectures), Change (A-B), Change (excluding 3 prefectures).

【形式収支 = 歳入歳出差引額】 【実質収支 = 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額】 【単年度収支 = 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額】 【実質単年度収支 = 単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額】

9議長会が総会開催へ

4月中旬から

北海道から九州の9議長会は、4月中旬から下旬にかけて定期総会を開催する。総会では、各議長会の会長はじめ新役員を選出するとともに、5月28日開催の本会第84回定期総会に提出する要望議案等を決定する。

お知らせ 本紙3月25日付第1683号は、第1684号と併せ、4月5日付第1683・84号として発行します。

- 各議長会総会の開催日と主催市は次のとおり。 北海道 4月24日 北広島市 東北 4月17日 八戸市 北信越 4月24日 富山市 関東 4月24日 川崎市 東海 4月24日 岐阜市 近畿 4月15日 門真市 中国 4月22日 岡山市 四国 4月23日 高知市 九州 4月24日 熊本市

「歳入総額」を差し引いた「形式収支」が2兆3177億円となり、前年度と比べ786億円の増となった。また、各自治体が人件費や投資的経費を中心に歳出削減に努めた結果、「歳入歳出差引額」から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は1兆5245億円となり、前年度と比べ2081億円の増となった。しかし「実質収支」から、税収の伸びが大きい東京都、愛知県、大阪府の決算額を除いた額は1兆488億円となり、前年度と比べ724億円の増にとどまった。なお、「実質収支」が赤字の団体は、17年度の28団体から2団体減少し26団体。該団体は大阪府のほか、25市町村であった。このほか「普通会計が負担すべき借入金残高」は200兆1561億円となった。前年度と比べ1兆2606億円の減となり、近年の借入金の増加傾向に歯止めがかかったものの、増減率は0・6%の微減にとどまり、依然として高い水準にある。内訳は 地方債現在高 139兆593億円（対前年度9923億円減） 交付税特別会計借入金残高（地方負担分） 33兆6173億円（同31億円増） 企業債現在高（普通会計負担分） 27兆4795億円（同2714億円減） となっている。

【注・表②】翌年度繰り越しの事業財源は債務（赤字）要素。しかし、地方道路整備臨時交付金等は、翌年度でも確実に収入が見込まれるとして、債務要素から除外することとした。このため実質収支額が増大。この影響を除いた額は、表中カッコ内に記載。

19年度 本委員会 活動結果の概要

②

前回に引き続き、本会の各委員会の平成19年度要望活動結果について、その概要を掲載する。

産業経済委員会

1. 農業振興対策

平成19年より導入された水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策を改称)に対して、本委員会で現在の地域農業を支えている小規模・高齢農家に対しても、地域の実情に即した経営安定対策を講じるよう求めてきた。その結果、面積要件の緩和策として市町村特認制度が創設されたほか、意欲ある高齢農業者が地域の担い手として排除されることのないよう、年齢制限の廃止や弾力的な運用が可能となった。

また、耕作放棄地解消緊急対策(72.8億円計上)により、①農地の有効利用の促進②集落での農地の保全管理等③耕作放棄地解消・発生防止活動の支援が図られる。人口減少・高齢化等で活力が低下している農山漁村に

しては、19年8月に施行された農山漁村活性化法に基づいて、農山漁村プロジェクト支援交付金等が確保された。中山間地域等については、農業生産活動を確保するため中山間地域等直接支払交付金の所要額が確保されている。

なお、主要先進国中で最低ランクにある我が国の食料自給率の改善に向けて、日本型食生活の普及・促進を図る食料自給率戦略広報推進事業が新設されたほか、加工・業務用野菜の産地づくり強化を目的とした強い農業づくり交付金などに所要額が確保されている。

2. 林業振興対策

地球温暖化防止や森林資源の次世代への継承のために、美しい森林づくり推進国民運動の展開に14億円が確保されたほか、森林整備事業・治山事業により、既存の施設や森林等を活用した効率的な山地

防災力強化が図られる。
3. 水産業振興対策

水産資源が総じて減少傾向にあることから、①資源回復計画②強い水産業づくり交付金などに所要額が確保され、水産資源の持続的利用が図られる。また、水産物の安定供給に重要な漁船漁業に対する漁船漁業構造改革などに所要額が確保された。

4. 農林水産業共通対策

現在高水準で推移している原油価格が農林漁業経営へ深刻な影響を与えていることから、省エネなどの構造転換対策に加え、税制優遇措置や金融措置などの対策が講じられる。

7. 資源エネルギー対策

原油価格の高騰、資源エネルギー需要の増大、地球環境問題など我が国の資源エネルギー事情が大きな変化を迎えていることから、太陽光、風力、バイオマスなど新エネルギー分野での技術革新を促進するための新エネルギー対策

高齢化や後継者不足などにより生産力低下等が著しくなっているが、農業関係では、水田・畑作経営所得安定対策により土地利用型農業の振興が図られることとなり、特に担い手育成・確保支援対策により手厚い支援策が講じられる。林業関係では、団塊世代に対し、林業をビジネスとして展開する人材の育成や、就業に必要な技術の実地研修等を目的とした林業再チャレンジ支援事業に所要額が確保された。水産業では、漁業就業者の確保や漁業者の自主的な経営改善の取組促進等に資する漁業の担い手・育成対策に所要額が確保されている。

先進国と途上国の対立により停滞しているWTO交渉に対し、アジア地域を中心にEPA・FTA締結交渉が進行

関連予算に111.3億円が確保された。

8. 家電リサイクル法

また、19年7月に発生した新潟県中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所が被災したことから、耐震安全性の評価・確認作業の高度化等を図る原子力安全・防災対策の確保と向上に所要額が確保されて

しているが、特に日豪EPA交渉は、牛肉、小麦等我が国重要農産物の生産に重大な影響を与えることから、今後も当該品目を関税対象に据え置くなどの対応が求められる。

5. 食の安全及び消費者の信頼確保対策

BSEや高病原性鳥インフルエンザに加え、食品の不正表示問題等により、食の安全に対する不安が広がっていることから、①家畜の伝染病や作物への病害虫など海外からの侵入防止と国内での発生・まん延防止のため動植物の検査強化に76億円を確保②鳥インフルエンザ、BSE等の高精度かつ効率的なリスク管理技術の開発を新設③トレーサビリティの普及促進により、食品事故発生時の確な対応を図る食品トレーサビリティ

向上対策委託費の新設④世界保健機関(WHO)が推進する食料生産工程管理体制を導入し、消費者、食品事業者等の信頼回復を目指す先進的総合生産工程管理体制構築事業が新設された。

6. 中小企業振興対策

地域経済に密着する中小企業の振興対策として、19年度から導入された中小企業地域資源活用プログラムを生かし各地域の強みである産地の技術、農林水産品、観光資源等を活用した新事業創出が図られる。また、資金面での支援として地域中小企業応援ファンドなどが新設された。

なお、中小企業の深刻な人材不足に対しては、定年を迎える団塊の世代を活用する新現役チャレンジ支援事業が新設された。

2月に発表した家電リサイクル法制度の施行状況の評価・検討についての最終報告において、「現行の後払い制を維持しつつ、不法廃棄等の個別課題解決の措置を講じることが適当である」と述べられている。(担当・産業経済委員会)

社会文教委員会

1. 地域医療保健施策

近年、深刻な課題となつているのが地域の医師不足・偏在の問題。これについては、平成19年5月に政府・与党が取りまとめた「緊急医師確保対策」に基づき、医師派遣システムの構築や、病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備など実効性のある医師確保対策を推進するため、20年度関係予算案が前年度比69億円増の161億円と大幅に増額された。

診療報酬改定においても、医師不足の深刻な産科、小児科が重点的に評価されることとなり、医師確保に向け各種施策が本格的に推進される。

また、公立病院については、19年12月に総務省から「公立病院改革ガイドライン」が示された。同ガイドラインは、病院を設置する自治体に経営健全化のための数値目標や再編・ネットワーク指針を掲げた「公立病院改革プラン」を20年度内に策定するよう求めるとともに、公立病院改革を円滑に推進するため講じられる各種地方財政措置

が併せて示されている。

2. 国民健康保険制度等

新たな高齢者医療制度の創設などを盛り込んだ医療制度改革については、制度の円滑な実施を図るため、①70、74歳の患者負担見直しの凍結や75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度の保険料負担の一部凍結など、高齢者負担の軽減措置②後期高齢者医療制

3. 介護保険制度

高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、介護基盤の整備や安定的・効率的な制度運営の確保を図るとともに、認知症対策、介護予防対策、元気高齢者支援対策等の関連施策が推進される。

また、療養病床再編成を円滑に実施するため、①過去に整備した療養病床に係る債務の円滑な償還を含め、医療法人等による療養病床転換の促進を図る「療養病床転換支援資金」(仮称)の創設②大規模団地における介護サービス拠点等の整備を行う「高齢者安心住空間整備事業」などにより、介護基盤の整備の促進が図られる。

度を運営する広域連合の財政基盤強化のための支援措置が講じられる。

また、国民健康保険助成費については、後期高齢者医療制度の導入、退職者医療制度の原則廃止による一般被保険者の加入増など、国保制度の枠組みが大きく変わる影響を受け、前年度比2177億円減の3兆1058億円が計上

4. 少子化対策等

19年12月にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」等を踏まえ、①仕事と生活の調和の実現②地域子育て支援の推進③児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実④母子家庭

6. 雇用対策
フリーター等職業能力形成機会に恵まれない者に対して企業における訓練を提供し、求職者と求人企業とのマッチングを促進する職業能力形成システム(通称「ジョブ・カード制度」)の構築を図るとともに、若者に対する雇用対策、職業能力開発が推進される。
また、仕事と生活の調和の

された。一方、20年度から保険者に義務づけられる特定健診・保健指導に対し330億円の助成費が盛り込まれた。

さらに、国保制度等の被保険者資格適正化を図るため、国保(市町村)と国民年金(社会保険庁)の被保険者資格情報等を相互に提供する連携事業が20年度中に実施される。

5. 社会福祉施策

等自立支援対策の推進⑤母子保健医療の充実 など、総合的な少子化対策が推進される。
特に、保育所等については待機児童解消をはじめとする施策を質・量ともに充実強化するため、20年2月27日に

実現に向け、企業の取組みに対する支援や、その成果について広く周知することにより、社会的気運の醸成が図られることになっている。
7. 生活環境施策
京都議定書目標達成に向けた地球温暖化防止の取り組みや、循環型社会の構築に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進が図られる。
特に、20年度は京都議定書

「新待機児童ゼロ作戦」が取りまとめられた。10年後の目標として、①保育サービス(0〜5歳児)の利用児童数100万人増②放課後児童クラブ(小学1年〜3年)の登録児童数145万人増を掲げるとともに、今後3年間を集中重点期間として取り組むこととしている。

障害者福祉については、障害者の自立生活を支援するため、①良質な障害福祉サービスを確保②受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援や発達障害者支援施策の推進③福祉施設で働く障害者の工賃水準引き上げ を図るととも

8. 文教施策

の第一約束期間(平成20年〜24年)が始まる節目の年となつていることから、京都議定書の削減約束を確実に達成するため「京都議定書目標達成計画」を見直し、あらゆる分野で温暖化対策が加速される。

大きな社会問題となつているいじめや、問題行動、不登校などへの対応として、効果

に、障害者の職業的自立に向け、総合的な就労支援が推進される。また、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向け、利用者負担の見直しや事業者の経営基盤の強化等の緊急措置が講じられる。

年金制度については、21年度までに基礎年金に対する国庫負担割合を2分の1にすることが法律に明記されており、20年度は現行の基礎年金国庫負担割合に1356億円が加算される。また、年金記録問題への対応として、国民の不信感を払拭するため、全加入者への加入履歴の通知、コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせなどの対策が推進される。

的な取り組みの在り方や教育実践について調査研究を行うとともに、子どもたちの悩みや不安を受け止めるため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員など、教育相談体制の充実が図られる。

このほか、公立学校施設の耐震化、特別支援教育等についても、所要の額が確保されている。
(担当・社会文教委員会)

地方行政委員会

1. 第二期地方分権改革の推進

昨年4月、地方分権改革推進法に基づき地方分権改革推進委員会が発足し、精力的に検討を重ねている。

同委員会は、19年5月30日に「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」)をとりまとめ、調査審議の方針を示した。この「基本的な考え方」では、基礎的自治体優先を基本原則として掲げ、自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する「地方政府」の確立を目指し、国と地方の役割分担の徹底した見直しや、条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大を図ることが謳われた。

さらに、19年11月16日には、「基本的な考え方」を踏まえ、勧告に向けての羅針盤となる「中間的な取りまとめ」を決定し、「地方が主役の国づくり」に向けて、今後の検討の方向性を示した。特に、「法制的な仕組みの見直し」では、国による義務付け・枠付けの存置を許容す

る場合のメルクマールとして、私有財産・私法秩序の事務処理や国民保護に関する事務など7項目を設定し、該当しないものは原則廃止を求め、方針を示しており、これにより、全部・一部の条例委任、または条例による上書き権を認め条例制定権の拡大を図ることとしている。

また、国と地方の二重行政を解消するための国の出先機関の見直しについて、地方六団体は、同委員会からの要請を受け、昨年9月に「地方支分部局の整理に関する基本的な考え方」を提示。さらに、同委員会の各論に立ち入った具体的な見直しの要請を受け、去る2月25日には、執行三団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)より「国の行政機関の地方支分部局について」を提出したところである。同委員会は、この提言を基に検討を進め、改革の具

体案を年末の第二次勧告に盛り込む方針である。地方分権改革推進委員会の今後の予定としては、今春以降に第一次勧告、年末に第二次勧告、来春に第三次勧告を行う予定であり、政府は、21

年度にこれらの勧告等に基づいて地方分権改革推進計画を作成(閣議決定)し、新地方分権一括法(案)を国会に提出する予定である。

2. 地方議会の権能強化
本委員会は、地方分権時代において地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくため、議会の組織・運営を制約している関係法令上の諸規定の撤廃など地方議会の自主性・自律性を高める抜本的な制度改革を求めている。昨年7月に発足した首相の諮問機関である第29次地方制度調査会は、審議項目

5. 市町村合併支援の拡充
20年度地方財政対策における市町村合併関係の財政措置については、交付税措置が1600億円程度、合併特例債及び合併推進債の起債額が9500億円となっている。

に「議会制度のあり方」を盛り込み、具体的な項目として、「議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策」、「議会制度の自由度の拡大」、「議員定数」、「幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備」を取り上げ、現在、同調査会の専門小委員会において検討を行っている。

また、地方自治法への議員の職務・職責の明文化及び職務遂行の対価の報酬から歳費(仮称)への改正等の地方議会議員の法的な位置付けの明確化については、引き続き、実現に向けて地方制度調査会

億5千万円となる。また、合併市町村への地方再生対策費の配分については、合併後のまちづくり財源の確保に配慮し、旧市町村単位で算定した配分額を合算することで、より手厚く配分される。

6. 基地関係予算の確保等
基地所在市町村に固定資産税の代替的性格で交付される基地交付金及び調整交付金は、前年度と同額の基地交付金259億4千万円、調整交付金66億円、合計で325億

7. 治安対策の強化等
近年、銃器使用犯罪の増加など治安が悪化していることから対策の強化を要望していたが、20年度の治安関係予算は対前年度比184億円増の3134億円が確保された。

銃器対策や深刻化する組織

をはしめ関係方面に働き掛けていくこととしている。

3. 消防防災体制の拡充強化
消防防災体制の充実については、地震等の大規模災害や火災等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実を求めているが、20年度予算案においては、耐震性貯水槽等の整備に資する消防防災施設整備費補助金32億5千万円等が確保された。

また、市町村の消防の広域化への取組を支援するため、消防広域化支援対策として、4千万円が確保された。

また、障害・騒音防止事業等、基地周辺における生活環境の整備に必要な基地周辺対策経費については、対前年度比12億円増の1237億円が確保された。

8. 犯罪への対応
犯罪への対応については、対前年度比19億円増の185億円、こどもを中心とした安全・安心なまちづくりの推進については、1億9200万円が確保された。

刑務所等の施設整備については、138億円が確保され、過剰収容の着実な改善が見込まれている。

また、拉致問題解決に向けた総合的施策の推進等経費については、5億3400万円が確保された。

(担当：地方行政委員会)

また、拉致問題解決に向けた総合的施策の推進等経費については、5億3400万円が確保された。

(担当：地方行政委員会)

(担当：地方行政委員会)

(担当：地方行政委員会)